

6年後の卒業証書と被害者間の「命の不平等」

——池田小事件被害児童への卒業証書授与報道について

犯罪被害者家族の会 Poena(ポエナ)

会長 小林邦三郎

2007年3月3日の一部の新聞において、6年前(2001年6月)に起きた大教大付属池田小児童殺傷事件の、8人の被害児童のうち、唯一の1年生であった男子児童の卒業証書が15日の同校卒業式において授与されるとの報道があり、同児童のご遺族の発言が掲載されました。昨年、当時2年生だった7人の被害児童への卒業証書授与が大々的にメディアに取り上げられ、今回も当然のごとく前例に習い授与され、報道されるものと思われま

す。池田小事件ご遺族の心情は、同じく我が子を理不尽な犯罪によって命を失った私たちにも十分に理解できるものです。しかし卒業を間近に控えた一部の被害児童・生徒を除いては、犯罪はもとより、病気、事故による死亡した子どもに対して、多くの遺族はその卒業証書を受け取っておりません。さらに高校、大学であれば納入した授業料の返還すらありません。

同じ被害児童であるにもかかわらず、池田小と他小学校の対応に何故このような差が生じたのか、また今後の被害者に対してどのような対応を考えているかを確認するため、2006年7月、当会は文部科学省初等中等教育局教育課程課をお訪ねし、直接、死亡児童及び生徒の「卒業認定基準」についての見解を求めましたが、卒業証書の交付は「学校長の裁定に任せるものであり、国としての基準・指導はない」との回答でした。

そこで初めて、義務教育の卒業証書の交付が、学校長個人の判断で決定されていることを知ったのです。しかし規定の学年課程を終了して与えられる「卒業証書」と考えるからこそ、多くの遺族はその墓前に見せてやりたいとの思いを心の奥にしまってきたのです。以前は病気で長期休学した子どもは遅れた学年を最履修するなど、学校教育に対する社会、家庭の信頼は極めて高いものでした。しかし、近年の教育問題などが増大していく中で、義務教育における学習は一義的な目的ではなくなってしまうのかも知れません。その結果、入学して日も浅い被害児童への「卒業証書」に疑問を持つことなく、さらには「美談」として取り上げるメディアの姿勢も、その背景にある犯罪被害者全体への

見識に欠けたものと言わざるを得ません。

事件に対する学校側の責任として、被害者遺族への賠償、教員の処分、防犯・安全管理体制への取組、さらには犯人（宅間守）の死刑執行等、この事件の重大性を鑑みご遺族への配慮を最優先に対応がなされてきました。しかしそれらへの対応と、「卒業証書」の問題は同一線上に並べるべきではないと考えます。それは特定の事件にのみ該当するものではなく、多くの被害者遺族に共通する事象であり、強いては義務教育のあり方にも関わる問題だと認識しているからです。

文科省担当者様より、当会の主張の主旨をご理解いただき、池田小には指示命令はできないものの学校側で検討するよう伝えるとの返答をいただきました。その後、大学と池田小との間で2日間協議され、池田小より、

- 1、今回（小1男児）も卒業証書は交付する
 - 2、報道自粛の依頼を理解し、ご遺族に対してその旨を説明する
- とのご連絡がありました。しかし、冒頭の記事が掲載された時点で後者については実行されていないと思われま

す。私たちは学校教育の課程を尊重し、特に低学年での死亡において、今後も「卒業証書」を求めるつもりはありません。証書をもらうべきは亡くなった子どもであり、その親ではないからです。しかし、池田小の対応がメディアによって喧伝されれば、今後それは慣習化せざるを得ず、対応によってはその理由の公開を求めざるを得ません。文科省はその全てに同様な対応が取れるのでしょうか。また被害者に対して新たな誤解や偏見を生む可能性も無いとは言えません。どのような事件・事故で亡くした命であっても親の悲しみ、想いに違いは無く、国には全ての失われた被害者の命に対して公正平等な理念を示し、実行していただくことを要望しています。

今後も私たちが知り得ないところで、同様に卒業証書が授与されることはありうるでしょう。もし個々の対応に任せるのであれば、きわめて個別の問題として受け止めるよう、当会は3月5日、メディアでの報道の自粛を大阪府教育委員会及び報道各社に申し入れました。